

平成26年度第1回

# 草加市未来まちづくり市民会議

＜説明資料＞

2014 1019

1. 草加市総合振興計画とは
2. 草加市都市計画マスタープランとは
3. 計画策定の考え方
4. 計画の期間
5. 前提となる条件

# 草加市総合振興計画とは

## 草加市総合振興計画とは

本市の将来像を示し、その実現のための考え方や具体的取組を総合的・網羅的に示したものです。本市の将来像とその実現のための施策の方針を定めた「基本構想」、基本構想に基づき、施策を体系化し、行政の各部門ごとの取組を定めた「基本計画」、基本計画に定められた取組を具体化するため、事業内容、事業費を定める「実施計画」で構成されています。平成16年に施行された「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」において、基本構想と基本計画は議会の議決を経て定めることとされています。

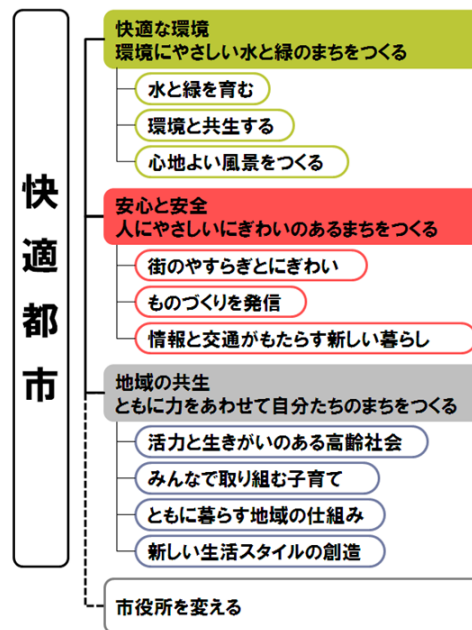
## 第三次草加市総合振興計画

現在、本市では、平成27（2015）年を目標年とする「第三次草加市総合振興計画」に基づき、各種施策を推進しています。第三次草加市総合振興計画基本構想では、将来都市像を「快適都市」と定めています。「快適都市」は、「いつまでもこのまちで暮らしたい」、「このまちで子どもを育てたい」と実感できる都市のことです。

「快適都市」は次の3つの基本的要素から成り立っています。

- 1 快適な環境…環境にやさしい水と緑のまちをつくる
- 2 安心と安全…人にやさしいにぎわいのあるまちをつくる
- 3 地域の共生…ともに力をあわせて自分たちのまちをつくる

## 第三次草加市総合振興計画基本構想の体系

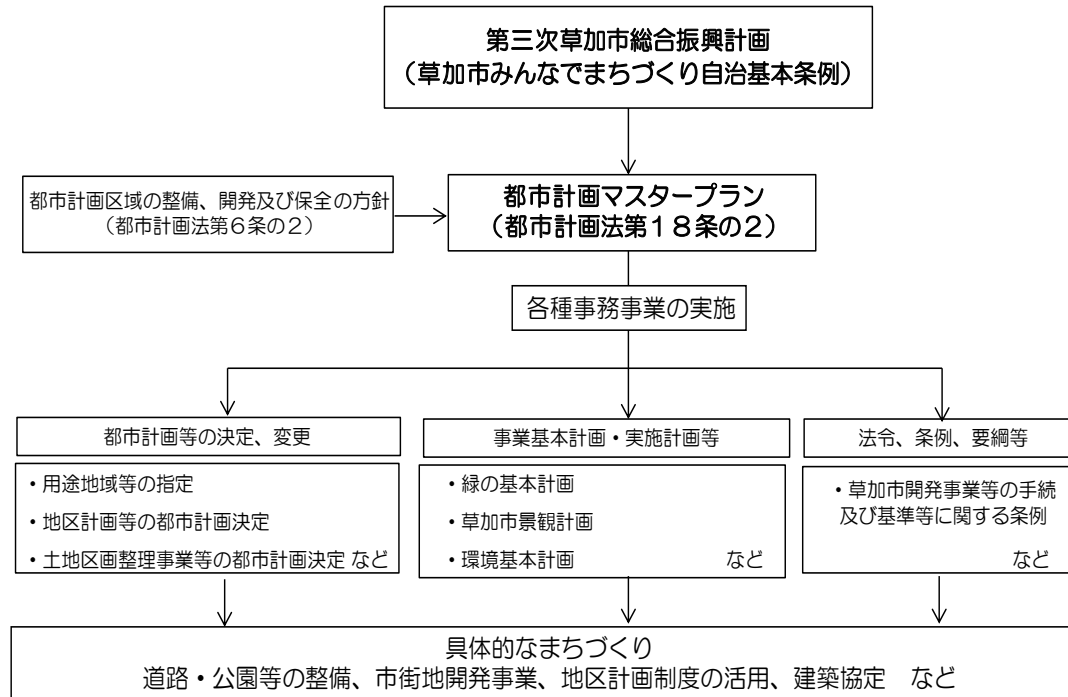


# 草加市都市計画マスタープランとは

## 草加市都市計画マスタープランとは

正式名称は、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といい、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市町村は、その策定が義務付けられており、市民参加のもとに、まちづくりの将来像や方針を定めるものです。市の都市計画は、全て都市計画マスタープランに即したものでなくてはならず、本市においては、平成11年度に平成27年を目標年次とする都市計画MPを策定し、まちづくりを進めてまいりました。

都市計画マスタープランは法により、総合計画及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなくてはなりません。



※都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは

都市計画区域マスタープランとも呼ばれ、都道府県が、都市計画区域ごとに定める。全ての都市計画は、この方針に即さなければならない。(草加都市計画区域(約7,500ha)は、草加市、八潮市、三郷市からなる)

# 計画策定の考え方

## 草加市 総合振興 計画策定 基本方針

- 使い続けることのできる計画
- 市民と共有できる計画

## 草加市 都市計画 マスタープラン 基本方針

- 草加市総合振興計画と草加市都市計画マスタープランの連携
- 実現可能な都市計画マスタープランへ
- コミュニティ単位への地区別方針の再編

## 計画策定の視点

これからの社会に向けた行政の取組:「地域経営指針」

- 「地域の豊かさ」を最優先に考える
- つよいまちをつくる
- 資源を有効に活用する

未来まちづくり市民会議で示された協働の視点

- ・人づくり ・場づくり ・情報 ・コミュニティ ・多様性の確保と創出
- ・既存資源の利活用 ・「安心」の向上 ・「元気」の向上

市民とのパートナーシップ(みんなでまちづくり自治基本条例)

第三次草加市総合振興計画の取組  
草加市都市計画マスタープランの取組

新たな計画

## 前提となる条件・課題

- 社会 人口減少・超高齢化(人口構成の変化、高齢単身世帯の増加)
- 環境 防災・地球温暖化(地震、豪雨等への対応、社会変化に対応した土地利用)
- 経済 行政コスト(持続可能な財政運営、公共施設の維持・更新コスト)

## 計画の期間

- 現行**

[illegible]

**新規(案)**

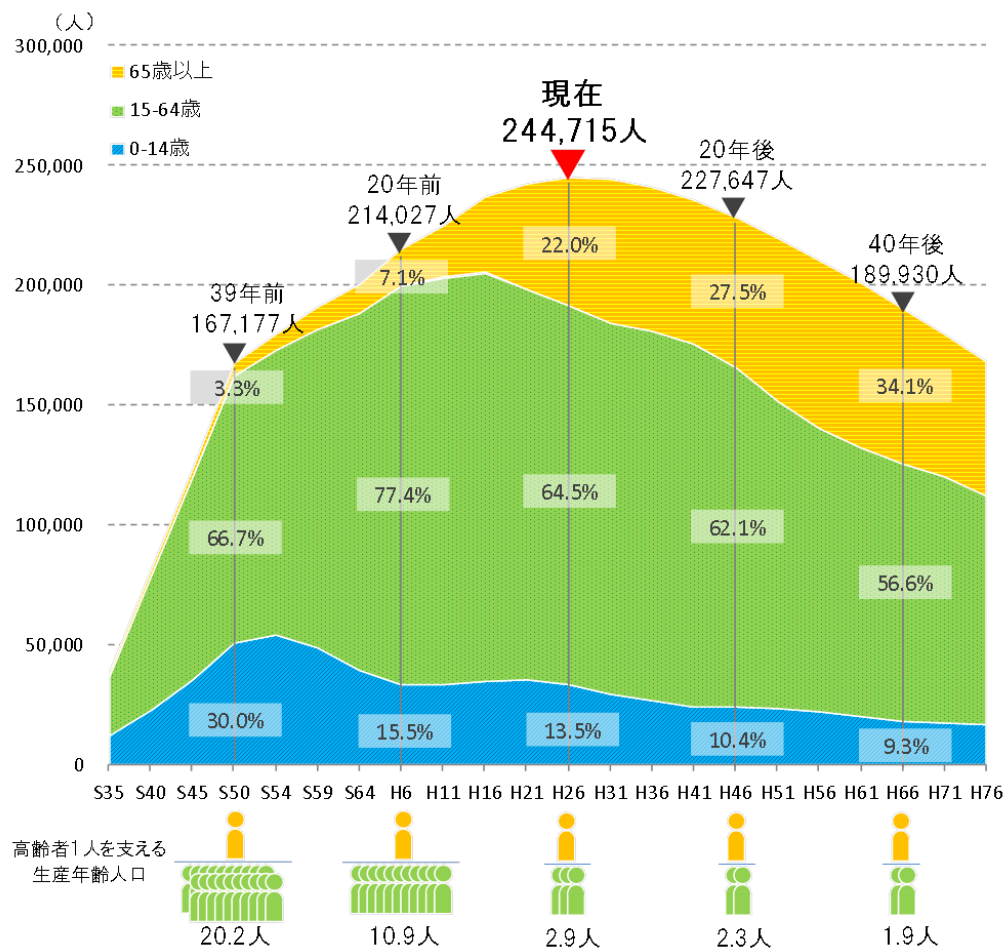
| H26 | H27 | H28  | H29 | H30 | H31 | H32               | H33 | H34 | H35 | H36       | H37 | H38 | H39 | H40       | H41 | H42 | H43 | H44       | H45 | H46 | H47 | H48  |           |    |    |  |  |  |  |
|-----|-----|------|-----|-----|-----|-------------------|-----|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|-----------|-----|-----|-----|------|-----------|----|----|--|--|--|--|
|     |     | 市長任期 |     |     |     | 市長任期              |     |     |     | 市長任期      |     |     |     | 市長任期      |     |     |     | 市長任期      |     |     |     | 市長任期 |           |    |    |  |  |  |  |
|     |     |      |     |     |     | 基本構想              |     | 検証  |     |           |     | 検証  |     | 見直し       |     |     |     |           |     | 検証  |     |      |           | 改訂 |    |  |  |  |  |
|     |     |      |     |     |     | 第 1 期基本計画         |     | 改訂  |     | 第 2 期基本計画 |     | 改訂  |     | 第 3 期基本計画 |     | 改訂  |     | 第 4 期基本計画 |     |     | 改訂  |      | 第 5 期基本計画 |    | 改訂 |  |  |  |  |
|     |     |      |     |     |     | 次期 草加市都市計画マスタープラン |     |     |     |           |     |     |     |           |     | 検証  |     |           |     |     |     |      |           |    |    |  |  |  |  |

# 前提となる条件①

## (1)社会

※グラフの出典は、明記されていないものについては『草加市統計データブック2014』

### ●人口：人口減少と超高齢化、少子化の進行、生産年齢人口減少



これまで草加市の総人口は増加を続け、平成26年4月1日現在で約244,715人に達しています。

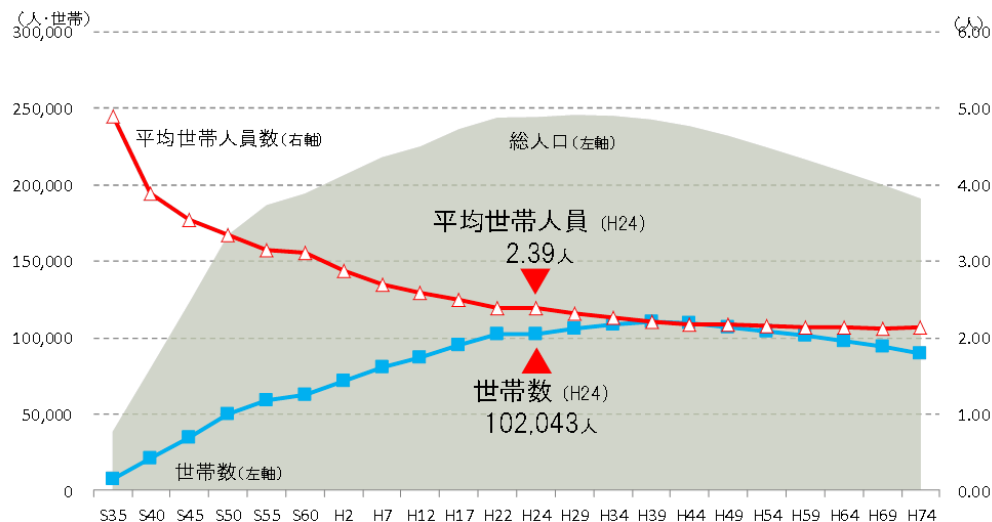
一方今後、総人口は減少に転じ、老年人口の増加と年少人口及び生産年齢人口の減少が予測されています。

資料：昭和35～50年は国勢調査、昭和54～64年は住民基本台帳、平成6～21年は総人口、平成26年は住民基本台帳、平成31年以降は地域経営室による独自推計。  
昭和35～50年は10月1日時点、昭和54～平成6年は1月1日時点、平成11年以降は4月1日時点。

# 前提となる条件②

## ●世帯：高齢者単身世帯の増加

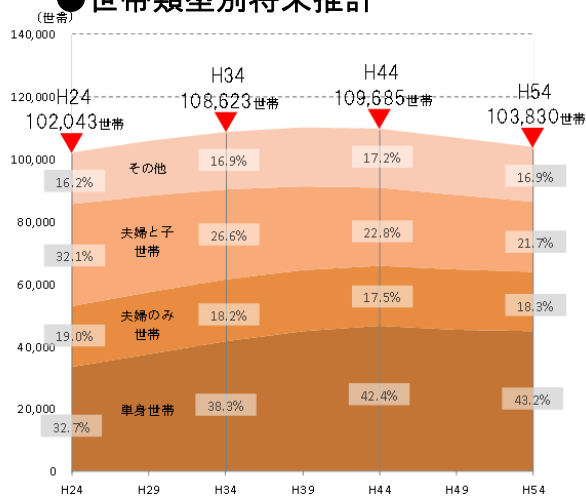
●世帯数・平均世帯人員の推移 -過去～現在～未来-



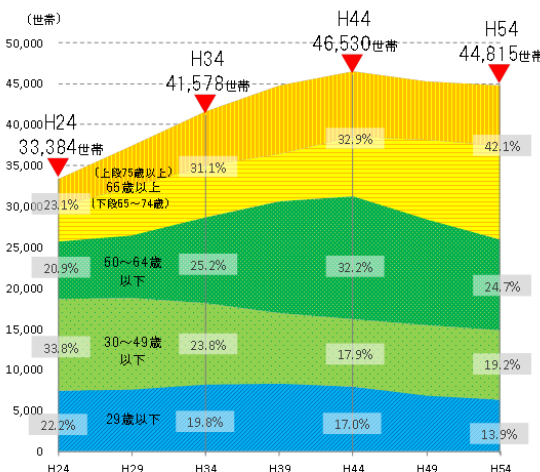
これまでの推移では、世帯数が増加した一方、平均世帯人員は減少しています。世帯類型をみると、平成24年で単身世帯が最も多く、将来高齢者の単身世帯が更に増加すると見込まれます。

資料：総人口→S35～H22は国勢調査、H24～74はコーホート要因法にて地域経営室で算出した人口推計。  
世帯数→S35～H22は国勢調査、H24～74は世帯主率法にて地域経営室で算出した世帯推計。

## ●世帯類型別将来推計



## ●単身世帯 年代別将来推計



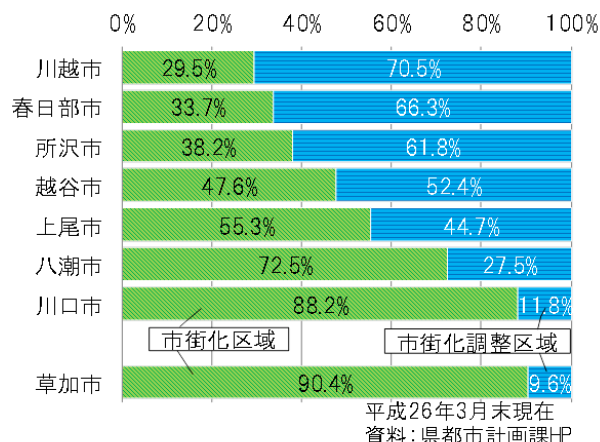
資料：世帯主率法にて地域経営室で算出した世帯推計。

# 前提となる条件③

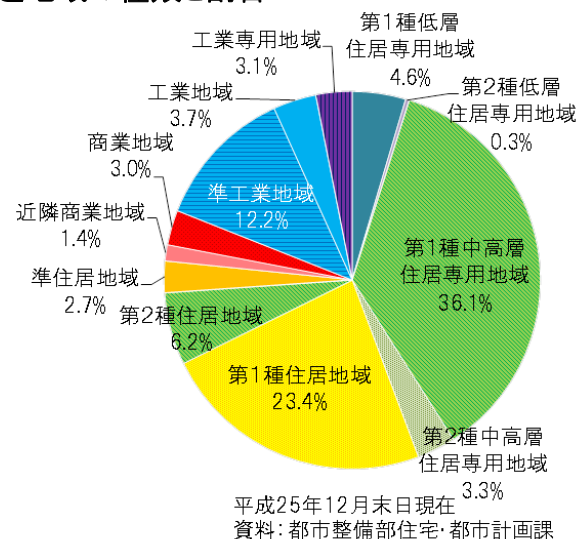
## (2)環境

### ●土地・土地利用：人口減少、防災・減災などを見据えた土地利用

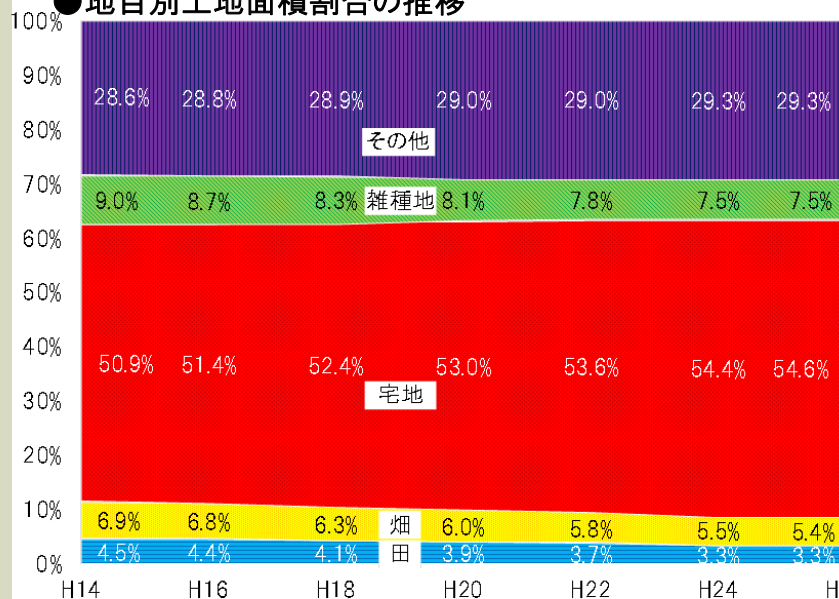
#### ●区域区分(市街化区域と市街化調整区域)



#### ●用途地域の種類と割合



#### ●地目別土地面積割合の推移



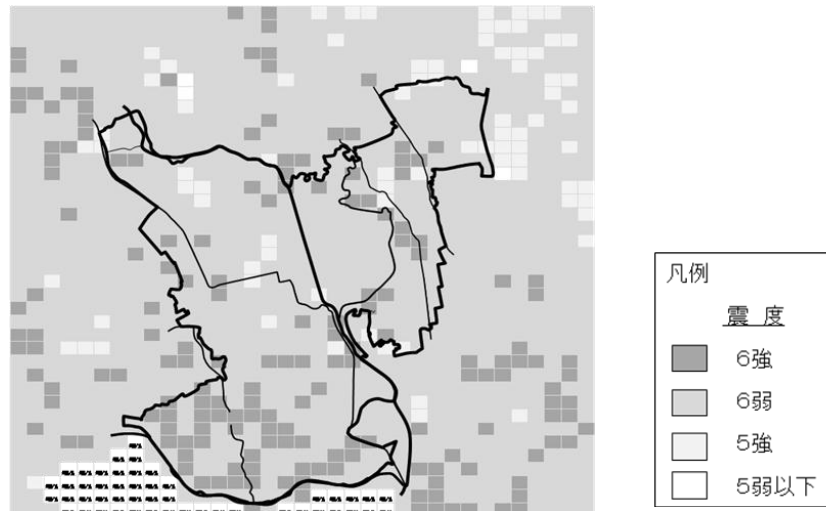
草加市は、市域の90%以上が市街化区域となっており、他市と比べても高い状況です。市街化区域では、都市機能の維持増進・住環境の保護等を目的とした土地の合理的利用を図るため、用途地域が定められています。また、地目別に土地利用を見てみると、田畑や雑種地が宅地化され、その比率は年々増加していることが窺えます。



## 前提となる条件④

### ●防災・地球温暖化：地震災害を受けやすい特性・豪雨等への対応

#### ●東京湾北部地震の震度 分布



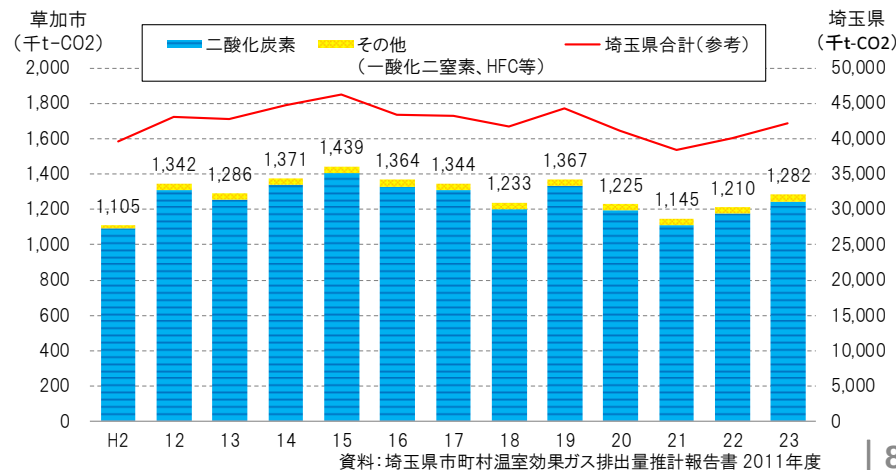
出典：『草加市地域防災計画(震災対策編)』

地震については、関東大地震から90年近くを経過した現在、関東地方は活動期にさしかかろうとしているものとみられており、草加市においては、東京湾北部を震源とする地震の被害が懸念されます。

地質については、市域全域が軟弱な沖積層であり、地震災害の影響を受けやすく、地下水位も高いため、表層の砂質部が液状化を生じさせやすい状況になっています。

#### ●温室効果ガス排出量

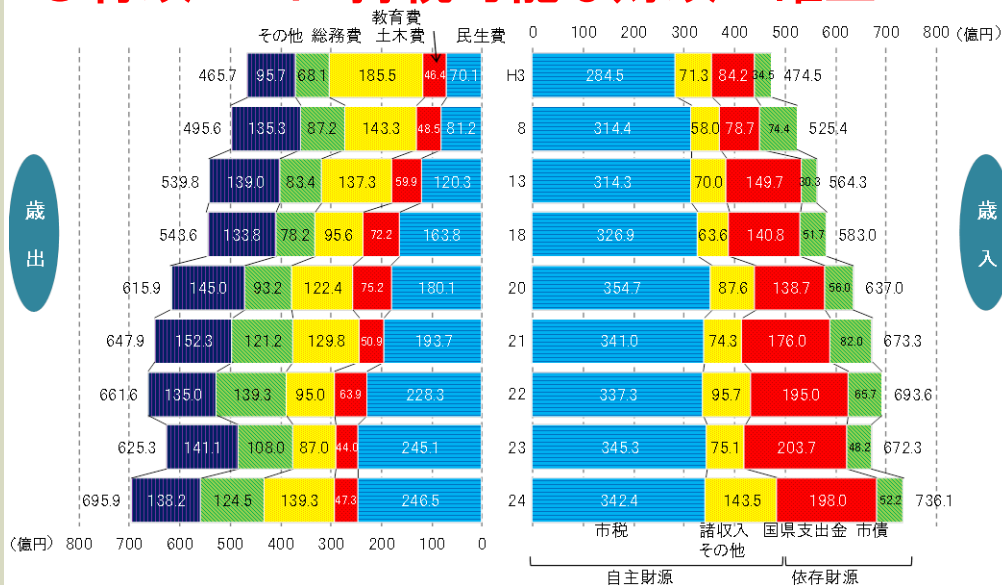
大量の温室効果ガスが排出され続けた結果、「地球温暖化」が問題となっています。化石燃料によるエネルギー消費量を減らすためには、私たちの生活スタイルを省エネルギー型に変えていくことが重要です。節電等に多くの人が取り組むことにより、かなりのエネルギー消費量の削減が見込まれます。



# 前提となる条件⑤

## (3)経済

### ●行政コスト:持続可能な財政の確立

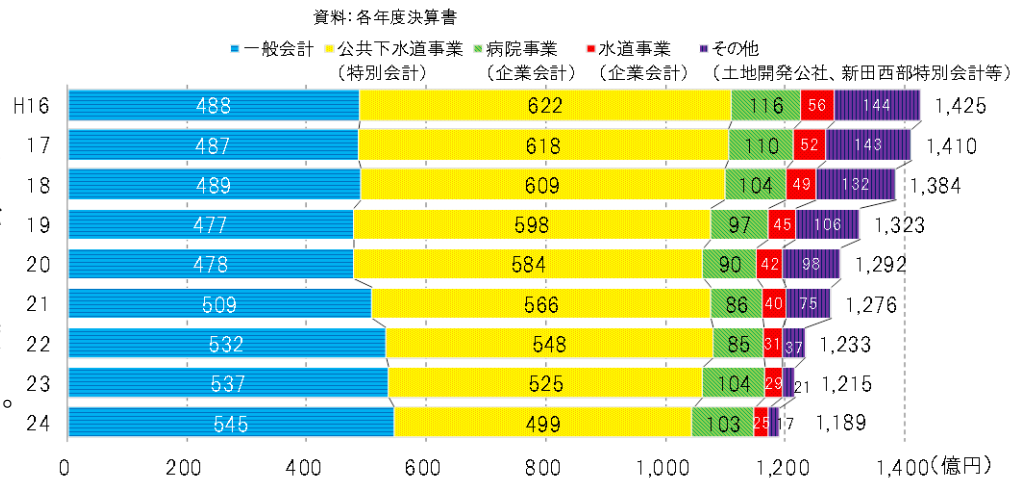


### ●一般会計歳入歳出

歳入については、市税などの自主財源は増加している一方で、国県支出金などの依存財源の割合も高くなってきています。歳出については、福祉や子育て支援などの事業を行う民生費が年々増加しているのに対し、道路工事などの事業を行う土木費は減少傾向にあります。

### ●市債残高

市債は、将来に大きな負担を残さないよう、適正な管理運営を行う必要があります。市では積極的な償還や計画的な借り入れに努め、平成16年度以降市債等の残高は減少しています。



# 前提となる条件⑥

## ●行政コスト：公共施設の維持・更新に必要な経費の増加

現在の公共施設の延床面積をすべて維持した場合、建物の更新年度が到来した時点で、大規模改修または建て替えを行ったとすると、2052年度までの今後40年間にかかる費用は、  
約1,779億円、年平均約44億円と試算されます。

